第1編 共通編

第1章 総則

第2節 調査

第120条 成果物の提出

 $1 \sim 5$ (略)

、事前協議により決定する。

新

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県 電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付 属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第3節 測量

第161条 成果物の提出

 $1 \sim 5$ (略)

 $1 \sim 5$ (略)

6 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づ 、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県 電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付 属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第1編 共通編

第1章 総則

第2節 調査

第120条 成果物の提出

 $1 \sim 5$ (略)

6 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づ 6 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体(CD-R 等)で1部とする他、事前協議により決定する。

IΗ

なお、「要領」 で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」 に適合していること、CAD ソフト付 属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第3節 測量

第161条 成果物の提出

 $1 \sim 5$ (略)

6 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体(CD-R 等)で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」 で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」 に適合していること、CADソフト付

属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第4節 設計

第201条 成果物の提出

 $1 \sim 6$ (略)

7 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づ 17 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体(CD-R 、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

8 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県 │8 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「<mark>要領</mark>」 電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付 属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第4節 設計

第201条 成果物の提出

 $1 \sim 6$ (略)

等)で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」 で特に記載が無い 場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子デ ータ化の是非を決定する。

に適合していること、CADソフト付

属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。